

国 語

1 中学校国語科は、どのようなことに重点をおいて改善されるのか。

教科の目標では、国語科において育成を目指す資質・能力を国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力とし、国語科が国語で理解し表現する言語能力を育成する教科であることを示している。

学習内容の次の事項について改善・充実を図る。

- ・ 語彙指導の改善・充実
- ・ 情報の扱い方に関する指導の改善・充実（「情報の扱い方に関する事項」の新設。）
- ・ 学習過程の明確化，「考えの形成」の重視（全ての領域に「考えの形成」の位置付け。）
- ・ 我が国の言語文化に関する指導の改善・充実（「伝統的な言語文化」，「言葉の由来や変化」，「書写」，「読書」に関する指導事項を「我が国の言語文化に関する事項」に整理。）

2 国語科の目標は、どのように変わるのか。

(1) 目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の言語文化に関わり、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

(2) 改善の概要

国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力とは、国語で正確に理解し適切に表現するために必要となる国語の使い方を正確に理解する資質・能力，国語を適切に使う資質・能力を含んだものである。

言葉による見方・考え方を働かせるとは、生徒が学習の中で、対象と言葉，言葉と言葉との関係を、言葉の意味，働き，使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることであると考えられる。様々な事象の内容を自然科学や社会科学等の視点から理解することを直接の学習目的としない国語科においては、言葉を通じた理解や表現及びそこで用いられる言葉そのものを学習対象としている。このため、「言葉による見方・考え方」を働かせることが、国語科において育成を目指す資質・能力をよりよく身に付けることにつながることとなる。

3 学年の目標は、どのように変わるのか。

| | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 |
|--------|--|--|--|
| 知識及び技能 | (1) 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。 | (1) 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。 | (1) 社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。 |

| | | | |
|--------------|--|---|--|
| 表現力等 | (2) 筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを確かなものにするようにする。 | (2) 論理的に考える力や共感したり想像したりする力を養い、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを深めたりすることができるようにする。 | (2) 論理的に考える力や深く共感したり豊かに想像したりする力を養い、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを深めたりすることができるようにする。 |
| 学びに向かう力、人間性等 | (3) 言葉がもつ価値に気付くとともに、進んで読書をし、我が国の言語文化を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。 | (3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を生活に役立て、我が国の言語文化を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。 | (3) 言葉がもつ価値を認識するとともに、読書を通して自己を向上させ、我が国の言語文化に関わり、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。 |

(1)の「知識及び技能」に関する目標は、全学年同じであり、中学校を通して、社会生活に必要な国語の知識や技能を身に付けること、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにすることを示している。

(2)の「思考力、判断力、表現力等」に関する目標には、考える力や感じたり想像したりする力を養うこと、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりすることなどができるようにすることを系統的に示している。

考える力については、第1学年では、筋道立てて考える力、第2学年及び第3学年では、論理的に考える力の育成に重点を置いている。感じたり想像したりする力については、第1学年では、豊かに感じたり想像したりする力、第2学年では、共感したり想像したりする力、第3学年では、深く共感したり豊かに想像したりする力の育成に重点を置いている。自分の思いや考えについては、第1学年では、確かなものにする、第2学年及び第3学年では、広げたり深めたりすることができるようにすることに重点を置いている。

(3)の「学びに向かう力、人間性等」に関する目標には、言葉がもつ価値に気付くこと、読書をする、我が国の言語文化を大切に思いや考えを伝え合おうとする態度を養うことを系統的に示している。

言葉がもつ価値については、第1学年では、気付くこと、第2学年及び第3学年では、認識することに重点を置いている。読書については、第1学年では、進んで読書すること、第2学年では、読書を生活に役立てること、第3学年では、読書を通して自己を向上させることに重点を置いている。我が国の言語文化については、第1学年及び第2学年では、我が国の言語文化を大切に、第3学年では、我が国の言語文化に関わり、思いや考えを伝え合おうとする態度の育成に重点を置いている。

4 各学年の内容は、どのように変わるのか。

(1) 内容構成の改善

三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、従前、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕で構成していた内容を、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に構成し直した。

〔知識及び技能〕の内容は、「(1)言葉の特徴や使い方に関する事項」、「(2)情報の

扱い方に関する事項」，「(3)我が国の言語文化に関する事項」から構成している。

〔思考力，判断力，表現力等〕の内容は，「A話すこと・聞くこと」，「B書くこと」及び「C読むこと」からなる3領域の構成を維持しながら，(1)に指導事項を，(2)に言語活動例をそれぞれ示すとともに，(1)の指導事項については，学習過程を一層明確にして示している。(2)に示している言語活動例を参考に，生徒の発達や学習の状況に応じて設定した言語活動を通して，(1)の指導事項を指導することは，これまでと同様である。

(2) 〔知識及び技能〕の内容

「①言葉の特徴や使い方に関する事項」

「言葉の働き」，「話し言葉と書き言葉」，「漢字」，「語彙」，「文や文章」，「言葉遣い」，「表現の技法」に関する内容を整理し，系統的に示している。

○ 言葉の働き

第2学年に指導事項「ア言葉には，相手の行動を促す働きがあることに気付くこと。」が新設されている。

○ 話し言葉と書き言葉

小学校での学習を踏まえ，話し言葉と書き言葉を適切に使い分けられるようにするために，音声と文字それぞれの特徴が，話し言葉と書き言葉それぞれの特徴と関連していることを理解するための内容を示している。

○ 漢字

小学校学習指導要領第2章第1節国語の学年別漢字配当表に都道府県名に用いる漢字20字（茨，媛，岡，渦，岐，熊，香，佐，埼，崎，滋，鹿，縄，井，沖，栃，奈，梨，阪，阜）が加えられたことに伴って32字の配当学年が移行されていることに注意が必要である。

○ 語彙

語句の量を増すことに関し，第1学年では，事象や行為，心情を表す語句の量を増し，第2学年では，抽象的な概念を表す語句の量を増し，第3学年では，理解したり表現したりするために必要な語句の量を増しとし，義務教育修了段階として，全ての語句を対象に指導することを示している。

語句についての理解を深めることに関し，第1学年では，語句の辞書的な意味と文脈上の意味との関係に注意すること，第2学年では，類義語と対義語，同音異義語や多義的な意味を表す語句などについて理解すること，第3学年では，慣用句や四字熟語などについて理解を深めること，和語，漢語，外来語などを使い分けることを示している。

○ 文や文章

単語や文について，第1学年では，単語の類別，第2学年では，単語の活用，助詞や助動詞などの働き，文の成分の順序や照応など文の構成について理解することを示している。

話や文章の構成について，小学校での学習を踏まえ，第1学年では，指示する語句と接続する語句の役割，第2学年では，話や文章の構成や展開，第3学年では，話や文章の種類とその特徴について理解を深めることを示している。

なお，これまで「話や文章の形態」としていた内容は，「話や文章の種類」という言葉で示している。

○ 言葉遣い

敬語を含め広く相手や場に応じた言葉遣い全般について学習することを意図している。第2学年では，敬語の働きについて体系的に理解し使うこと，第3学年では，敬語を含めて，広く相手や場に応じた言葉遣いについて理解し，適切に使うことを示している。

○ 表現の技法

小学校での学習を踏まえ，表現の技法についてその名称とともに理解し使うことを示している。

「②情報の扱いに関する事項」

新設された事項である。ア「情報と情報との関係」、イ「情報の整理」の二つの内容で構成し、系統的に示している。

○ 情報と情報との関係

平成20年告示の学習指導要領では「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」の各領域において示していた内容も含まれている。

○ 情報の整理

言語活動の中で使うことができるようにすることが重要である。

| | 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 |
|----------|---|-------------------------------------|---------------------------------|
| 情報と情報の関係 | ア 原因と結果、意見と根拠など情報と情報との関係について理解すること。 | ア 意見と根拠、具体と抽象など情報と情報との関係について理解すること。 | ア 具体と抽象など情報と情報との関係について理解を深めること。 |
| 情報の整理 | イ 比較や分類、関係付けなどの情報の整理の仕方、引用の仕方や出典の示し方について理解を深め、それらを使うこと。 | イ 情報と情報との関係の様々な表し方を理解し使うこと。 | イ 情報の信頼性の確かめ方を理解し使うこと。 |

「③我が国の言語文化に関する事項」

「伝統的な言語文化」、「言葉の由来や変化」、「書写」、「読書」に関する内容を「我が国の言語文化に関する事項」として整理した。

○ 伝統的な言語文化

小学校での学習を踏まえ、中学校においても引き続き親しむことを重視し、その表現を味わったり、自らの表現に生かしたりすることに重点を置いて内容を構成している。

○ 言葉の由来や変化

小学校第5学年及び第6学年との接続を意図して、共通語と方言の果たす役割について理解することを第2学年から第1学年に移行している。

(3) 【思考力、判断力、表現力等】の内容

「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」の3領域では、学習過程を一層明確にし、各指導事項が位置付けられた。なお、示された学習過程は、指導の順序性を示すものではないため、アからオまでの指導事項を必ずしも順番に指導する必要はない。

○ 「A話すこと・聞くこと」の指導事項の構成

| 〔現行学習指導要領〕 | | 〔新学習指導要領〕 | |
|------------|-----------------|-----------|--------------------------------|
| ア | 話題設定や取材に関する指導事項 | ア | 話題の設定、情報の収集、内容の検討 (共通) |
| イ | 話すことに関する指導事項 | イ | 構成の検討、考えの形成 (話すこと) |
| ウ | | ウ | |
| エ | 聞くことに関する指導事項 | エ | 構造と内容の把握、精査・解釈、考えの形成、共有 (聞くこと) |
| オ | 話し合うことに関する指導事項 | オ | 話し合いの進め方の検討、考えの形成、共有 (話し合うこと) |

※ 「A話すこと・聞くこと」の学習は、話し手と聞き手との関わりの中で成立する学習であるため、「話すこと」、「聞くこと」、「話し合うこと」の各指導事項との関連を図りながら指導する。

○ 「A話すこと・聞くこと」の言語活動例

| 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 |
|----------------|----------------|----------------|
| ア 話したり聞いたりする活動 | ア 話したり聞いたりする活動 | ア 話したり聞いたりする活動 |
| イ 話し合う活動 | イ 話し合う活動 | イ 話し合う活動 |

○ 「B書くこと」の指導事項の構成
〔現行学習指導要領〕

| | |
|---|-----------------|
| ア | 課題設定や取材に関する指導事項 |
| イ | 構成に関する指導事項 |
| ウ | 記述に関する指導事項 |
| エ | 推敲に関する指導事項 |
| オ | 交流に関する指導事項 |



〔新学習指導要領〕

| | |
|---|-------------------|
| ア | 題材の設定、情報の収集、内容の検討 |
| イ | 構成の検討 |
| ウ | 考えの形成、記述 |
| エ | 推敲 |
| オ | 共有 |

○ 「B書くこと」の言語活動例

| 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 |
|---------------|---------------|---------------|
| ア 説明的な文章を書く活動 | ア 説明的な文章を書く活動 | ア 説明的な文章を書く活動 |
| イ 実用的な文章を書く活動 | イ 実用的な文章を書く活動 | イ 実用的な文章を書く活動 |
| ウ 文学的な文章を書く活動 | ウ 文学的な文章を書く活動 | |

○ 「C読むこと」の指導事項の構成
〔現行学習指導要領〕

| | |
|-----|------------------|
| ア | 語句の意味の理解に関する事項 |
| イ | 文章の解釈に関する指導事項 |
| ウ・エ | 自分の考えの形成に関する指導事項 |
| オ | 読書と情報活用に関する指導事項 |



〔新学習指導要領〕

| | |
|---|------------------|
| ア | 構造と内容の把握（説明的な文章） |
| イ | 構造と内容の把握（文学的な文章） |
| ウ | 精査・解釈（内容） |
| エ | 精査・解釈（形式） |
| オ | 考えの形成，共有 |

※ 「読書」は、〔知識及び技能〕へ。

○ 「C読むこと」の言語活動例

| 第1学年 | 第2学年 | 第3学年 |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| ア 説明的な文章を読む活動 | ア 説明的な文章を読む活動 | ア 説明的な文章を読む活動 |
| イ 文学的な文章を読む活動 | イ 文学的な文章を読む活動 | イ 文学的な文章を読む活動 |
| ウ 本などから情報を得て活用する活動 | ウ 本などから情報を得て活用する活動 | ウ 本などから情報を得て活用する活動 |

5 指導計画の作成と内容の取扱いで、特に配慮すべきことは何か。

(1) 指導計画作成上の配慮事項

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に関する配慮事項

単元など内容や時間のまとまりを見通して、育成する資質・能力を明確にする。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して学習の充実を図る。

イ 弾力的な指導に関する配慮事項

各学年の内容の指導については、必要に応じて当該学年の前後の学年で取り上げることもできる。

ウ 【知識及び技能】に関する配慮事項

〔知識及び技能〕に示す事項については、〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して指導することを基本とする。

エ 「A話すこと・聞くこと」に関する配慮事項

教材については、録音や録画のための機器などを積極的に活用するなど指導の効果を高めるよう留意する。

オ 「B書くこと」に関する配慮事項

実際に文章を書く活動をなるべく多くする。

カ 「読書」及び「C読むこと」に関する配慮事項

〔知識及び技能〕の読書に関する指導事項及び〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」の指導を通して、生徒の読書意欲を高め、生徒が様々な文章を読んで、自分の表現に役立てるようになるとともに、他教科等の学習における読書の指導や学校図書館における指導、全校一斉の読書活動などとの関連を考えて行う。

キ 他教科等との関連についての配慮事項

言語能力の向上を図る観点から、外国語科など他教科等との関連を積極的に図り、

指導の効果を高めるようにする。

ク 障害のある生徒への配慮についての事項

障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

ケ 道徳科などとの関連についての配慮事項

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をする。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

ア 【知識及び技能】に示す事項の取扱い

日常の言語活動を振り返ることなどを通して、生徒が、実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面を意識できるように指導を工夫する。

イ 漢字に関する事項の取扱い

他教科等と関連付けた指導を行い、確実な定着を図る。

ウ 書写に関する事項の取扱い

書写の指導は、第1学年及び第2学年では年間20単位時間程度、第3学年では年間10単位時間程度配当する。

エ 情報機器の活用に関する事項の取扱い

コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫する。

オ 学校図書館などの活用に関する事項の取扱い

小学校で学習した内容を踏まえながら、学校図書館などを利用する目的を明確にした上で計画的に利用し、機能の活用を図るようにする。

6 移行措置への対応はどうするのか。

(1) 平成31年度及び平成32年度の第1学年並びに平成32年度の第2学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ア)のうち「漢字を読む」及び現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」並びに現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第2学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」の部分の規定に係る事項においては、「茨、媛、岡、瀉、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜」を取り扱うものとする。

(2) 平成32年度の第1学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)イに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔知識及び技能〕(3)ウに規定する事項を加えるものとする。

(1) 小学校における学年別配当表（第4学年）に、都道府県名に用いる漢字20字（茨、媛、岡、瀉、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜）が加わったため、漢字の指導に関する指導事項において、下記のとおりに対応が必要である。

○ 平成31年度は、第1学年に追加して指導する。

○ 平成32年度は、第1学年及び第2学年に追加して指導する。

(2) 「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の内容に、移行内容があるため下記のとおりに対応が必要である。

○ 平成32年度は、第1学年において、「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を加えて指導する。

7 学習評価

評価規準の作成に当たっては、目標に準拠した評価を行うために学習指導要領の教科の目標を踏まえて「評価の観点及びその趣旨」を作成する（平成31年3月29日付初等中等教育局長通知「30文科初第1845号」別紙4参照）。また、同様に学年別の目標を踏まえて「学年別の評価の観点の趣旨」を作成する。

（国語科）中学校学習指導要領P29「第1 目標」参照

| (1) | (2) | (3) |
|--|---|---|
| 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。 | 社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、 <u>思考力や想像力を養う。</u> | 言葉がもつ価値を認識するとともに、言語感覚を豊かにし、我が国の言語文化に関わり、 <u>国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。</u> |

（国語科）「評価の観点及びその趣旨」

| 知識・技能 | 思考・判断・表現 | 主体的に学習に取り組む態度 |
|--|--|---|
| 社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に <u>使っている。</u> | 「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、 <u>自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。</u> | 言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを深めたりしながら、言葉がもつ価値を認識しようとしているとともに、言語感覚を豊かにし、 <u>言葉を適切に使おうとしている。</u> |

※ 「主体的に学習に取り組む態度」の観点は、教科の目標及び学年の目標の（3）に対応するものであるが、観点別状況の評価になじむものを内容として整理している。

「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを確認し、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。国語科においては、各観点の指導事項の文末「～すること」を「～している」（児童が資質・能力を身に付けた状態）に変更することである。なお、「内容のまとまり」とは、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」のことであり、各教科等の学習指導要領の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」における「内容や時間のまとまり」と同義ではない。

(1) 「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順

- ① 国語科における「内容のまとまり」と「評価の観点」との関係を確認する。
- ② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

(2) 「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

| |
|--|
| ○ 「知識・技能」のポイント 育成を目指す資質・能力に該当する〔知識及び技能〕の指導事項について、その文末を「～している」として、「知識・技能」の評価規準を作成する。なお、指導事項の一部を用いて評価規準を作成することもある。 |
| ○ 「思考・判断・表現」のポイント 育成を目指す資質・能力に該当する〔思考力、判断力、表現力等〕の指導事項について、その文末を「～している」として、「思考・判断・表現」の評価規準を作成する。なお、指導事項の一部を用いて評価規準を作成することもある。 評価規準の冒頭には、当該単元（や題材）で指導する一領域を「（領域名を入れる）において、」と明記する。 |
| ○ 「主体的に学習に取り組む態度」のポイント 「ア 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面」と、「イ アの粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面」の双方を適切に評価できる評価規準を作成する。 文末は「～しようとしている」とし、二つの側面を踏まえ、当該単元（や題材）で育成する資質・能力と言語活動に応じて文言を作成する。授業の重点を考慮して粘り強さを発揮してほしい内容や自らの学習の調整が必要となる具体的な言語活動を設定するようにする。 |